

園務改善のための ICT 化支援

1 目的

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ。）における園務を改善するため、業務の ICT 化を促進し、幼稚園教諭の事務負担の軽減を図ることを目的とする。

2 内容

(1) 内容

幼稚園における幼稚園教諭等の業務負担軽減を図るため、指導要録等の書類作成業務や園児の登降園管理等の業務について、ICT 化を促進し、園務改善のための支援システムの導入等に必要な費用の補助を行う。

(2) 実施主体

都道府県

(3) 事業者

市町村（特別区を含む。）、学校法人

(4) 対象施設

幼稚園

3 交付基準額・負担割合

(1) 交付基準額

1施設当たり 720千円

(2) 負担割合

国3/4、事業者1/4

4 対象経費

支援システムの導入に必要な購入費、改修費、リース料、保守費、工事費、通信費等。
また、当該システムの導入に当たり最低限必要となるパソコン等の備品等の購入等も対象とするが、これらの費用については、当該システムの導入に要する費用の半額以下とする。

5 留意事項

- ・園務改善のための ICT 化支援システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、幼稚園教諭や保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握できる仕組みになっているなど、教育の質の向上にも配慮されているものでなければならない。
- ・対象経費については、当該申請年度にかかる経費とし、リース料等については、原則

単年度の契約とすること。

- ・平成28年度において幼稚園であって、平成29年度に幼保連携型認定こども園に移行した施設についても、平成29年度に限り補助対象施設とする。ただし、厚生労働省所管の保育所等における業務効率化推進事業の補助を受けた施設を除く。